2023年10月版

企画競争説明書

業　務　名　称：全世界交通管理DX技術に係るプロジェクト研究

調達管理番号：23a00645

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第３章　４.（２）上限額　」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年10月25日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第１章　企画競争の手続き

１．　公示

公示日　2023 年 10 月 25 日

２．　契約担当役

理事　井倉　義伸

３．　競争に付する事項

（１）業務名称：全世界交通管理DX技術に係るプロジェクト研究

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。

（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2023年12月　～　2024年11月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

４．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

社会基盤部　運輸・交通グループ第一チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年10月31日　12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年10月31日　12時
3	質問への回答	2023年11月6日
4	プロポーザル等の提出用フォ	プロポーザル等の提出期限日の

	ルダ作成依頼	**4営業日前から1営業日前の正午まで**
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年11月10日　12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年11月21日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE） ※2023年7月公示から変更となりました。

５．　競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１）　消極的資格制限

２）　積極的資格要件

３）　競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

６．　資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

・第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料

・「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７．　企画競争説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）　質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注２）　公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL： https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

８．　プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記４．（３）参照

（２）提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL： https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１）プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② 上記４．（３）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。

⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書（本見積書及び別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：2〇a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「2〇a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

⑦ 別見積については、「第３章４（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

３）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合
GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記４．（３）の提出期限までに、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（１）に示す上限額を超える提案がある場合）

９．　契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（１００点満点中６０点）を下回る場合には不合格となります。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

また、第３章４．（１）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（１）評価配点表以外の加点について

評価で６０点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の２点について、加点・斟酌されます。

１）業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者１名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

２）価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第１位と第２位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

１０．　評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記４．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。
また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と**受注者名**（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する**「全世界交通管理DX技術に係るプロジェクト研究」**に係る業務の仕様を示すものである。

第２条 調査の背景・経緯

昨今東南アジア地域をはじめとした開発途上国においては、首都圏に限らず地方都市においても、経済活動の活性化及び人口集中に伴い、車両保有台数が急速に増加し、さらに運輸交通インフラ整備が追い付いていないため慢性的な交通渋滞が発生し、経済成長の阻害要因となっている。交通渋滞は、人・物の円滑な輸送機能を阻害し経済活動への悪影響を及ぼすだけではなく、交通事故の増加や大気汚染による居住環境の悪化も生じており、早急な対応が求められている。

このような状況に鑑み、既存の道路インフラの機能を最大限発揮させる取り組みに加え、信号機や情報板などの交通管理分野での対策が進み、さらに、昨今 DX を取り入れた交通管理の施策が進んでいる。

交通管理 DX 分野における技術として、高度道路交通システム（Intelligent Transport Systems 以下、ITS。）を用いて交差点の高度化等を行うことで自動車の移動を最適化すること目的とした自動車交通管理技術、公共交通の利便性の向上による都市内の交通量削減を目的とした公共交通管理技術があり、これらのデータを統合・解析することで、より高度な情報提供を可能とさせるモビリティデータの共有化・解析技術が挙げられる。

交通管理 DX 分野の技術は、近年各国の技術開発競争の激化に伴い著しい発展を遂げており、既存技術の高度化に加え、新たな技術を取り入れた製品開発等サービスの多様化が進んでいる。他方で、技術の仕様・規格については国により異なることが多く、開発途上国の多くは異なる規格のシステムを整備されているため、互換性・発展性を持たず、既存システムがネットワークによる高度制御化を進めるうえで技術的な障壁となっている。交通管理技術の導入と普及には、国ごとの事情、交通状況や将来

性に応じた適切なシステム構成と、政策や組織への提言が重要である。よって既存の技術に関する情報を収集・分析し、各都市の課題解決に適した長期的な計画を検討することは、協力案件の発掘・形成に重要であり、かつ、交通管理 DX 技術に携わる多くの日本企業にとって海外展開のための情報源としても有効である。

かかる状況をふまえ、本調査は、各国の信号管制技術等の動向や先進的信号管制システムを導入した都市の状況、また、交通管理技術に現状・課題等を調査する。更に、収集した交通管理 DX 技術について、技術協力及び資金協力事業の対象とする場合の留意事項や展開可能性に係る検討を行うとともに、今後の交通管理分野における JICA の協力方針案を検討、情報収集体制を確立するための提言を行う。

第３条 調査の目的と範囲

（１）調査の目的

本調査は、今後の JICA の交通管理分野の取り組み方針について検討し、提言を行う。提言の内容としては途上国への技術開発、交通管理 DX 技術の方向性、移動通信体より収集されているデータを用いて現地に設置する機器を減らすための方向性、共有可能なモビリティデータの活用法についての提言を含めることとする。加えて調査実施途上国において現地調査により収集した課題を解決する取り組みとして、必要となる調査研究プロジェクトの枠組み、及び当該都市において既存データをレビューし、活用可能案を検討のうえ、プロジェクト実施案を作成する。

（２）調査の範囲

「（１）調査の目的」を達成するために、「第４条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第５条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第６条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第４条 調査実施の留意事項

（１）途上国及び先進国における現地調査対象国選定上の留意事項

途上国での現地調査については、今後本業務の成果を踏まえた調査研究・事業が実際に実施される可能性があると思われる国を設定する。先進国での現地調査については、技術の先進性とともに、合理的な価格及び技術サポートを有しており、途上国においても当該システムの近年展開が拡大している国を設定する。

第５条 調査の内容

（１）文献レビュー及びヒアリング（国内調査）

ア　文献レビュー

既往文献より、先進国の交通管理分野における先端技術の研究及び活用状況、課題、機材の調達及び維持管理契約手法の特色等を整理するとともに、世界銀行等が作成した道路交通等における標準仕様書類の考え方を調査し把握する。過去にJICAや他援助機関が実施した交通管理分野におけるプロジェクトの実施国、期間、概要などについて調査し、リスト化するとともに、各プロジェクトの完了報告書や本調査の内容に関連する既存の文献等より、プロジェクト実施上の課題、対策及び教訓などを抽出し整理する。また、先端技術の研究及び活用状況の調査については、当該分野の研究を行っている学術機関へ再委託を行い、情報収集を行うこととする。

イ　有識者ヒアリング

国内における道路交通管理DXに関する先進的な研究を行っている研究者、学術機関に対してヒアリングを行い、同分野における本邦での技術開発及び各国の開発の動向について確認し、整理する。また、途上国における先進的な交通管理技術の調査研究プロジェクトの内容検討について、意見交換を行う。

ウ　関係者ヒアリング

過去/実施中の交通管理分野に関するプロジェクトに従事した専門家やコンサルタント及び本邦企業に対してヒアリングを行い、プロジェクトの特徴を整理するとともに、課題や教訓などを抽出し、整理する。

エ　交通管制への代替データ活用可能性検討

センサー等より収集する交通データの代替として、プローブデータの活用可能性を検討するとともに、データ提供各社におけるデータ提供仕様、価格について既存プローブメーカへのヒアリングを行い、リスト化を行う。また、リスト化を行ったデータのうち一部を購入し内容を確認し、活用可能性について検討を行う[1]。

オ　国内の現況調査

上記ア、イ、ウで整理した動向・課題に対して、国内において先進的な交通管理システムの開発に通ずる技術を有し、海外進出に意欲的な本邦企業等へのヒアリングを通じて、保有する技術の海外への展開の可能性・有効性及びそれを行う上での技術的及び経営的な課題を把握する[2]。

（２）現地調査（海外調査）

各国における交通管理分野における現地での活用及び展開状況について、先進国、途上国それぞれにおいて調査する。

ア　先進国における調査

---

[1] 必要となるデータ仕様、購入を想定するプローブデータについては、今後途上国での交通センシング機器の代替として使用が期待できるプローブデータを提供する会社について選定案を作成し、プロポーザルにて提案願います。

[2] 交通管理システムの開発に通ずる技術を有し、ヒアリングを行うべき候補となる企業については、意思決定の早いベンチャー企業、別分野にて技術開発を手広く行っている企業等既存の交通管理技術を開発している企業以外も候補として含め、プロポーザルにて提案願います。

本邦企業の交通管理技術における競合国となる先進国を4か国程度抽出し、当該国における信号機、料金徴収及びデータ収集等の導入状況、主流となっている仕様、主要メーカを整理し、国外への展開状況についてあらかじめ日本国内にて調査し、現地調査時に用いる相手国関係機関への説明資料（含・質問票）も併せて作成する。調査については、必要に応じて関係機関メーカに対してオンラインでの打合せを行う。また、調査した先進国のうち､現地調査対象として本邦企業にとって非常に参考となる国を2か国程度抽出し、主要メーカにおける国内での技術開発状況、今後の技術開発の方針及び国外への展開方法について現地確認を実施する[3]。

イ　途上国における調査

途上国における調査については以下に記載する①､②の都市圏について、それぞれ異なる国より１か所ずつ選定を行う。調査に当たっては、あらかじめ日本国内で各都市における概要、交通状況、設備の維持管理状況について整理を行い、現地調査時に用いる説明資料（含・質問票）の作成を行う。また、現地調査（２カ国程度想定）においては、以下の項目についてそれぞれ確認を行う[4]。

① 先進的な交通管理システムを導入した都市圏

先進的な交通管理システムの定着の度合と今後の課題を抽出し､整理を行うことにより教訓を纏める。

② 先進的な交通管理システムの開発を検討する都市圏

現在の交通管理データ活用状況調査及び関連データ（各機関が所有するプローブデータ等を想定）の現状把握及び活用可能性の確認をするとともに、これらについて課題があればその要因を分析する。分析を踏まえて、先進的な交通管理システムの開発に必要な調査研究内容の検討･提示を行う。

（３）各援助機関の交通管理支援に関する調査

世界銀行、アジア開発銀行等の各援助機関が交通管理支援・調査を実施しているため、国内調査にて関連する事業について調査報告書等を参照し、概要を整理するとともに課題や教訓を纏める。併せて、世銀等が交通管理分野における機材を調達する際に作成する各種仕様書における、技術仕様の記載方針及び技術提案の評価ポリシーについても確認するとともに、今後の交通管理支援に関する援助の方針について、国内調査にて行う。

（４）運用保守（Operation & Maintenance:以下、Ｏ&Ｍ。）契約の好事例の収集

交通管理技術を最大限に活用するためには、導入後の維持管理体制を確立し、継続的かつ効果的な維持管理を行うことが重要となる。国内にて、先進国各国におけるO&M契約の有無及び運用状況について調査し、好事例について収集する。

---

[3] 抽出する先進国については、周辺国や世界各国に広く技術の展開を行っている国を候補として、プロポーザルにて提案願います。

[4] 調査を行う対象途上国については、①先進的な交通管理システムを導入した都市圏、②　先進的な交通管理システムの開発を検討する都市圏としてふさわしい対象国をそれぞれ1か国選定し、プロポーザルにて提案願います。

また、収集にあたっては、①契約内容、②契約期間、③支払方法（ペナルティ、ボーナス、精算調整等を含む）、④評価方法及び指標、⑤発注者、受注者の責務、⑥ローカル企業の育成政策、⑦費用対効果等の観点で分析を行う。加えて、各関係機関との連携状況、維持管理体制の構築方法及び維持管理における技術者の育成スキーム等について留意する[5]。

（５）本邦及び海外企業ビジネスモデルの好事例等の収集

交通管理分野において、本邦及び海外企業が①ターゲット国の選択、②保有技術・製品の他国への広報、③現地パートナーの確保、④受注競争による落札、⑤維持管理ビジネスについてどのような工夫を行い、海外展開を成功させているのかを国内にて情報収集する。

（６）今後のJICAの交通管理分野の取り組み方針に係る提言

（１）～（５）の活動を踏まえ、今後のJICAの交通管理分野の取り組み方針について検討し、提言を行う。提言の内容としては途上国への技術開発アプローチとして有効な方法、交通管理DX技術の方向性、移動通信体より収集されているデータを用いて現地に設置する機器を減らすための方向性、共有可能なモビリティデータの活用法、動的・能動的な交通制御についての提言を含めることとする。また、（２）にあるJICAの支援対象ターゲットとする都市圏の選定にあたっての思想・留意事項を併せて整理する。

加えて、先進的な交通管理システムの開発を検討する都市圏においては、現在の交通管理データ活用状況調査及び関連データ（各機関が所有するプローブデータ等を想定）の現状把握及び活用可能性の確認をするとともに、これらについて課題があればその要因を分析する。分析を踏まえて、先進的な交通管理システムの開発に必要な調査研究内容の検討・提示を行う。

第６条 報告書等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。

（１）調査報告書

a. 中間報告書

記載事項： 海外での現地調査結果

提出時期： 2024 年 4 月末を目途

部　　数： 和文１部（簡易製本）、電子データ（CD-R）１部

b. ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果全体案

提出時期：2024 年 9 月末を目途

部　　数：電子データ（CD-R）１部

c. ファイナルレポート

記載事項： 調査結果全体

[5] 好事例の収集に当たっては、文中に記載のある①～⑦の観点以外に、その他必要な観点、留意事項があればプロポーザルにて提案願います。

提出時期： 2024 年 11 月末を目途
部　　数： 和文 3 部（製本）、電子データ（CDR）1 部

（２）報告書作成に係る留意事項

1)　報告書の仕様

中間報告書は原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM あるいは DVD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照すること。

2)　報告書の形式・説明

a.　各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

b.　必要に応じて、図や表を活用すること。

c.　報告書の作成に当たっては、その結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。

d.　各報告書が分冊形式となる場合には、主報告書と分冊で掲載されるデータの根拠等(資料編の項目)の間で照合が容易に行えるように工夫すること。

（３）その他の提出物

1)　業務計画書

記載事項： 共通仕様書の規定に基づく
提出時期： 契約締結後 10 営業日以内
部　　数： 電子データ（CD-R）1 部

2)　議事録等

必要に応じて先方政府等関係機関との調整、各報告書説明・協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出すること。

3)　業務従事月報

JICA の規定により業務従事月報及び貸与物品リストを添付した月例の業務報告を翌月 10 日までを目処に提出すること。なお、先方政府等関係機関と合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告を行う。

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

4)　収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データに収録し、収集資料リストを付したうえで業務終了後、JICA に提出する。インターネット上で収集した情報は、ソースの URL をリストに記載すること。

第７条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について、理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場

合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１.（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	代替データの種別、提供会社の選定	第5条　調査の内容　（１）文献レビュー及びヒアリング（国内調査） エ　交通管制への代替データ活用可能性検討
2	ヒアリングを行う国内企業の選定	第5条　調査の内容　（１）文献レビュー及びヒアリング（国内調査） オ　国内の現況
3	調査対象国の選定（先進国４か国及び途上国２か国）	第５条　調査の内容 （２）現地における調査 ア　先進国における調査及び イ　途上国における調査
4	運用保守契約好事例の収集において、追加すべき留意事項や観点	第５条　調査の内容 （４）運用保守（Operation & Maintenance:以下、O&M。）契約の好事例の収集

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：ITS 及び交通管理に関する各種業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

３）その他参考となる情報

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

＊　１）及び２）を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

３）作業計画

４）要員計画

５）業務従事予定者ごとの分担業務内容

６）現地業務に必要な資機材

７）実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

８）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

１）評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関する経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➢　業務主任者／〇〇

業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

２）業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（３号）】

① 対象国及び類似地域：　全世界

② 語学能力：　英語

※なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2023年12月下旬より調査を開始し、2024年11月末までにファイナルレポートを作成・提出する。

（２）業務量と渡航回数の目途

１）業務量の目途

約　11.18　人月

２）渡航回数の目途　全８回（先進国２カ国、途上国２カ国）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

現地再委託については想定していません。

なお、国内調査における当該分野に関する先端技術の研究及び活用状況の調査については国内再委託とし、その他の国内調査についても、国内再委託を可とします。

（４）配付資料／公開資料等

１）公開資料

- ITS に係る情報収集･確認調査　ファイナルレポート（2013 年 3 月）
  http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010911.html
  http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010912.html
- ITS に係る情報収集･確認調査（フェーズⅡ）ファイナルレポート（2015 年 2 月）
  http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020527.html
  http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020528.html
- 全世界　ITS 実務課題別研修に係る実施支援及び動向調査ファイナルレポート和文要約編
  https://openjicareport.jica.go.jp/700/700/700_000_12342598.html
- インド国　チェンナイ周辺環状道路建設事業準備調査準備調査報告書
  https://openjicareport.jica.go.jp/737/737/737_107_12343810.html
  https://openjicareport.jica.go.jp/737/737/737_107_12343828.html

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
１	カウンターパートの配置	無
２	通訳の配置	無

3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

調査対象国における業務実施に関し、現地作業の期間中は安全管理に十分留意する。

外務省海外安全ホームページ（https://www.anzen.mofa.go.jp/）などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、現地 JICA 事務所や日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う必要があれば、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

３．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

４．見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2023 年 10 月）」（以下同じ）**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/__icsFiles/afieldfile/2023/10/04/guideline_202310.pdf）

（１）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）の A 案と対面開催（上限超過）の B 案がある場合、プロポーザルでは上限額内の A 案を記載、本見積には A 案の経費を計上します。B 案については、A 案の代替案として別途提案する

ことをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B 案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】
３７，９２３，０００円（税抜）

なお、定額計上分 12,164,000 円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。
また、上記の金額は、下記（３）別見積としている項目を含みません。
なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（２）別見積について（評価対象外）
以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。
１） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
２） 現地調査に係る旅費（航空賃・日当・宿泊費）
３） **上限額を超える別提案に関する経費**
４） **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

（３）定額計上について
定額計上分はプロポーザル提出時の見積には含めないでください。契約締結時に契約金額に加算して契約します。
１） 定額計上した各経費について、上述（２）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積での積算をするかを契約交渉において決定します。
定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	国内調査	第5条調査の内容　（１）文献レビュー及びヒアリング（国内調査）	1,500,000円		国内再委託費

		ア　文献レビュー			
2	プローブデータの購入費用	第5条調査の内容　（１）文献レビュー及びヒアリング（国内調査） エ　交通管制への代替データ活用可能性検討	1,000,000円	データ購入、費、活用可能性検討など	一般業務費
3	国内旅費	第2章第5条国内調査 ヒアリング	200,000円	国内調査	一般業務費旅費・交通費
4	現地調査に係る旅費	第2章第5条現地調査	9,464,000円	現地調査	旅費（航空賃）、旅費（その他）

（４）見積価格について、

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（５）旅費（航空賃）について

航空賃については、プロポーザルで提案のあった国と東京との効率的、経済的なルート（キャリア）を選定し計上してください。なお、定額として先進国２カ国（米、独、墺、豪等）と途上国２カ国（インドネシア、タイ等）を想定して計上していますがこれ以外の提案を排除するものではありません。

（６）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（７）外貨交換レートについて

１）JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

別紙：プロポーザル評価配点表

別紙

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（１）類似業務の経験	(6)	
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
２．業務の実施方針等	**(65)**	
（１）業務実施の基本方針、実施方法等	35	
（２）要員計画／作業計画等	30	
３．業務従事予定者の経験・能力	**(25)**	
（１）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**(25)**	
	業務主任者のみ	**業務管理グループ**
１）業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	**(25)**	**(10)**
ア）類似業務の経験	12	5
イ）業務主任者等としての経験	5	2
ウ）語学力	5	2
エ）その他学位、資格等	3	1
２）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	**(－)**	**(10)**
ア）類似業務の経験	－	5
イ）業務主任者等としての経験	－	2
ウ）語学力	－	2
エ）その他学位、資格等	－	1
３）業務管理体制	**(－)**	**(5)**